

## 東京都児童福祉審議会第6回専門部会（拡大） 議事録

1 日 時 平成17年5月16日（月） 午後6時～午後7時55分

2 場 所 都庁第一本庁舎 33階 特別会議室N6

### 3 議 事

- (1) 資料説明
- (2) 「中間のまとめ」（案）について

### 4 出席委員

部会長 庄司順一委員  
委 員 網野武博委員長、磯谷文明委員、大谷久雄委員、鈴木祐子委員、  
瀬戸純一委員、高塚雄介委員、田辺まさ子委員、谷美智子委員、  
玉木一弘委員、鶴岡健一委員、福田茂雄委員、前島信次郎委員、  
山田昌弘委員、米山明委員、江川修己臨時委員、工藤定次臨時委員

### 5 資 料

- (1) 東京都児童福祉審議会委員名簿
- (2) 東京都児童福祉審議会専門部会行政側名簿
- (3) 東京都児童福祉審議会「中間のまとめ」骨子（案）
- (4) 東京都児童福祉審議会「中間のまとめ」（案）
- (5) 次世代育成支援東京都行動計画
- (6) 東京の児童相談所における非行相談と児童自立支援施設の現状

### 6 議事録（全文）

#### 開会

○中山少子社会対策部計画課長 お待たせいたしました。本日はお忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから東京都児童福祉審議会拡大専門部会を始めさせていただきます。専門部会としましては今回が6回目となりますけれども、本日はメンバーを本委員会のメンバー全員に拡大して行います。

昨年9月の第2回本委員会以降、委員の方が2名お変わりになりましたので、まず御紹介をさせていただきます。資料1の東京都児童福祉審議会委員名簿を御覧いただきたいと存

じます。

初めに、東京都議会厚生委員会委員長・前島信次郎様でございます。

○前島委員 よろしく申し上げます。

○中山少子社会対策部計画課長 続きまして、東京都民生児童委員連合会副会長・谷美智子様でございます。

○谷委員 谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○中山少子社会対策部計画課長 続いて、行政側で変わりましたメンバーを御紹介いたします。当審議会の幹事を務めさせていただきます、福祉保健局児童相談センター次長・梶原洋でございます。

○梶原児童相談センター次長 梶原でございます。よろしくお願ひいたします。

○中山少子社会対策部計画課長 その他の異動につきましては、お手元の資料2、行政側名簿をもって御紹介にかえさせていただきます。

続きまして、本日の委員の出席について御報告させていただきます。

本日は中山委員、馬場委員、松谷委員、村井委員、渡辺委員の5名から、所用のため欠席ということで御連絡をいただいておりますが、出席予定者は17名でございます。

玉木委員、山田委員、福田委員は少々遅れるということで御連絡をいただいておりますが、その他の方はお揃いでございますので、定足数に達することを御報告し、始めさせていただきます。

次に、お手元の会議資料の御確認をお願いいたします。資料1は東京都児童福祉審議会委員名簿、資料2は行政側名簿、資料3は「中間のまとめ」の骨子(案)、資料4は「中間のまとめ」(案)でございます。資料5は、「次世代育成支援東京都行動計画」、資料6は「東京の児童相談所における非行相談と児童自立支援施設の現状」を置かせていただいております。

すみません。ちょっとマイクの調子が悪くて申し訳ございません。

なお、本日の議事内容につきましては、後日、東京都福祉保健局のホームページで議事録を公開する予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、庄司部会長に進行をお願いいたします。

○庄司部会長 はい。それでは、ただいまから拡大専門部会を開催いたします。委員の皆様方には、お忙しいところをお集まりいただきありがとうございますございました。

専門部会では昨年の7月以降、専門部会を5回、企画起草委員会を3回開催し、「少子社会の進展と子どもたちの自立支援」をテーマに、特に「社会的養護の下に育つ子どもたちの自立支援のあり方」に焦点を当てて審議を行ってまいりました。かなり集中的に活発な議論をしたと思います。

本日は、これまで検討を重ねてきた内容を「中間のまとめ」の案文としてまとめたものを、委員の方全員に審議していただくこととなります。委員の皆様方から御意見をいただき、実質的に議論を行うのは本日が最後ということとなりますので、ぜひ多くの御意見をいただきたいと考えております。

初めに、資料3の「中間のまとめ」骨子(案)、資料4の「中間のまとめ」(案)、及び資料5、資料6について事務局から一通り説明をいただき、続いて審議を行いたいと思います。

それでは、事務局からお願いいたします。

○中山少子社会対策部計画課長 それでは、資料3～6までを続けて御説明いたします。

初めに資料3、「中間のまとめ」の骨子(案)、「中間のまとめ」の概要版でございますが、これと資料4、冊子になったものをあわせて御説明させていただきます。

この審議会では、先ほど申し上げましたように、専門部会において今期のテーマ、「少子社会の進展と子どもたちの自立支援－社会的養護の下に育つ子どもたちへの自立支援のあり方－」について御審議をさせていただいておりますが、今回は拡大専門部会ということで、最終的なまとめをぜひお願いしたいと存じ上げます。中身につきましては、専門部会以外の方は、今日初めて見る方もいらっしゃると思いますけれども、時間の関係もございまして、できるだけ簡潔な形で御説明させていただきたいと存じますので、どうぞよろしく御願いたします。

概要版を御覧ください。このまとめは「はじめに」と最後の「おわりに」がございまして、その中身としましては4つの構成で成り立っております。

第1としまして「社会的養護の下に育つ子どもへの自立支援の必要性」をまとめてございます。これは冊子で言いますと3～4ページになります。第2は「自立支援を考える視点」ということで、冊子では5～6ページがその記載となっております。第3は「社会的養護における現状と課題」、冊子で言いますと7～13ページ。第4は「これからの自立支援のあり方」ということで、14～25ページでございます。

最初の「はじめに」でございまして、ここではこのテーマ設定をした経緯、あるいは現状などを説明した後、次代を担う子どもたちの育ちをしっかりと支えていくことは大人の責務であり、社会的養護の下に育つ子どもは、一般の家庭の子ども以上に自立困難な状況にあるということをお話しております。これらの子どもたちの育ちや自立の支援について、都が取り組むべき施策の基本的方向を提言するものであると書かれてございます。

次の第1「自立支援の必要性」でございまして、若者の独り立ち年齢が高くなる中、社会的養護の下に育つ子どもたちは、制度上18歳での措置解除が原則である。こうした子

どもたちは、情緒面、知的面、行動上の様々な問題を抱え、自立困難な者が多い。施設は、子どもの状況に応じた支援と、保護から自立支援への意識転換が不十分な状況にあり、里親は、サポート体制の整備と養育力の向上が不十分である。入所時から自立に至るまで、退所後も含めてライフステージに応じた支援が必要であるという流れとなっております。

第2の「自立支援を考える視点」でございますが、初めに1として「自立とは何か」ということを説明し、生きる力を身に付けて就労し、他者と良好なかかわりを保ちながら社会生活を営み、さらに成長していくことという定義付けをさせていただきます。

2の「自立支援の方向性」では、大人との信頼関係構築が必要なため、家庭的な環境での養育が大切であること、子どものライフステージに応じた連続的な支援体制の整備が自立支援の方向として考えられることを明記させていただきます。

第3の「社会的養護における現状と課題」というところでは、現状と課題を4つの項目で整理させていただきます。

1番目の「社会的養護の現状」としまして、家庭や地域の養育力の低下、経済的破綻などにより、養護需要は増加傾向にあること、子ども自身も、虐待経験などにより様々な問題を抱えるものへと質的に変化していること。

2番目としまして、「里親制度の課題」。この制度は優れた特長を持っておりますが、我が国は施設養護中心で、里親制度は低水準にある。受託後は、様々な悩みを抱えることがあるため、児童相談所等のきめ細やかな支援が不可欠であること。また養育力の向上も必要である。児童が大学等に進学した場合、措置解除されて公費負担がなくなるという現状もある。

3番目の「施設における養育上の課題」では、問題を抱える子どもへの対応は、職員の高い専門性とそれを支える体制整備が必要であること。しかし、施設の管理的側面や職員の交代制勤務のため、個別的な支援には一定の限界があること。大人と子どもとの信頼関係を構築する体制をいかに確立するかが課題となっていること。そして基礎的な生活能力や地域とのかかわり方、職業観の形成等が困難で、自立心が生まれにくいという現状があること。

4番目は「措置（委託）解除後の課題」として整理させていただきますが、就労した後に転・退職が多いなど、不安定な生活実態があること。生きる力が不十分なまま措置解除され、人間関係や金銭管理などに適切に対処できないことが多いこと。子どものために債務負荷を覚悟で、就職時等に施設長や里親が保証人となる例が多いが、その負担を軽減する工夫改善が必要であること。

次に第4の「これからの自立支援のあり方」ですが、こちらも4つの項目で整理させていただきます。1番目の「社会的養護の基本的考え方」のところでは、家庭で暮らせない子どもを社会が養護する仕組みを充実すべきであることと、この仕組みには、量的需要に応えるとともに、心の安定を図る機能、育ちを支援する機能、アフターケア機能など、ライフステージに応じて自立を支援する機能を持たせるべきであるということ、基本的な考え方として述べてさせていただきます。

以下、3つの視点からの自立支援ということで、2番目としましては「社会的な視点」、

3番目は「心理的な視点」、4番目は「経済的な視点」と、それぞれの視点からの自立支援のあり方について述べてございます。

2の「社会的な視点からの自立支援」では、(1)で家庭的養護を推進すべきということ、社会的な養護に占める家庭的養護の割合を少なくとも3割に持っていくべきであるという提言をしております。アの「養育家庭制度」につきましては、制度の一層の周知を図ること、きめ細やかなサポート体制の整備と養育家庭の養育力向上が必要であること。イの「グループホーム制度」のところでは、すべての児童養護施設でグループホームを実施すべきであること、家屋確保の支援や職員をサポートする体制づくりが必要であること、サテライト型グループホームの本格実施に向けて取り組みをする必要があること。

(2)の「施設本園の改革」では、特色ある施設運営と生活集団の小規模化による個別的な支援が必要であること、家庭的養護では対応困難な子どもを施設が積極的に受け入れるべきであること。

3の「心理的な視点からの自立支援」に移りますが、(1)の「施設本園における適切な治療的ケア」というところでは、専門的、治療的ケア体制の整備が必要であること。

(2)「継続性のある自立支援」では、措置解除後も、地域の関係機関と連携した継続的な自立支援が必要であること。

4の「経済的な視点からの自立支援」では、(1)「就労支援」で、地域の企業等と連携した職場体験等の取り組みが必要であること、就職、進学時等における保証人制度の改善が必要であること、就職に役立つ資格取得のための支援の検討が必要であることなどが述べられてございます。

(2)の「継続支援ネットワークの構築」としましては、自立援助ホームを核とした若年者就労支援ネットワークの構築が必要である。それから、自立援助ホームや児童養護施設に居場所としての、「ふらっとホーム」という言い方をしておりますが、こうしたものの設置が必要であることなどを提言してございます。

「おわりに」でございますが、子どもの自立の観点から制度政策が考えられるようになってきた今こそ、社会的養護の下に暮らす子どもたちについても、入所時から18歳を超えて自立に至るまで、ライフステージに応じた継続的な自立支援体制を整備すべきであること、大学等に進学した子どもの措置延長等、国が実施すべき施策等については、積極的に国への働きかけを行うべきであることを述べてございます。

また、本文では、巻末に参考資料としまして、それぞれのデータ並びに制度の説明の資料をつけさせていただいております。以上が「中間のまとめ」(案)の概要の御説明でございました。

続きまして資料5でございますが、「次世代育成支援東京都行動計画」の冊子と概要版がお手元にあると思います。御案内のとおり、次世代育成支援対策推進法に基づきまして、都道府県並びに区市町村が、それぞれ次世代育成支援のための行動計画を策定するというところで、東京都も計画を策定し、去る4月25日に発表させていただいております。

委員の皆様方には、昨年9月18日にこの計画のための御意見を伺う本委員会を開催させていただき、様々な御意見等をいただいたところでございます。この計画につきましては、今年1月と3月の2回にわたり、都民の皆様方からの御意見をいただきまして、策定に至ってございます。

内容についての詳細な説明は省略させていただきますけれども、概要版にありますとおり、この計画は、次世代育成支援の計画と東京都の保育計画、ひとり親家庭自立支援計画、3つの計画を包含したものでございます。計画のポイントとしましては、5つの目標と10の戦略ということで取り組むべき事業を整理させていただいておりますが、これに基づいた施策を都として実施していくということでございます。またこの計画は、法律は10年間の時限立法ですが、前期計画ということで、17年度から5か年の実施計画ということになってございます。

次に資料6として、「東京の児童相談所における非行相談と児童自立支援施設の現状」というブルーの冊子がございます。私どもは通称「非行相談白書」と呼んでおりますが、児童相談所で取り扱った非行相談、都立2か所の児童自立支援施設を退所した児童を追跡調査をしたものをまとめたものでございます。概要版に書いてございますように、非行の入り口から立ち直りまでの分析と援助効果の検証を行った、全国初の非行相談白書というものでございます。

この結果につきましては、概要版に非行の分類、非行の要因等の割合が出ておりますが、特に注目すべきものは、非行相談の約4件に1件の割合、24%の子どもに被虐待経験がある。また、非行改善の大きな要因としては、保護者の協力が最も多いということです。こちらにつきましても、皆様方に御覧をいただければと思っております。

資料の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○庄司部会長 ありがとうございます。「中間のまとめ」は、骨子（案）に基づいて御報告をいただきました。

資料4の本文を御覧いただければわかるかと思いますが、おそらくこれまでの報告書と違うところは、提言が明確に示されているところではないかと思っております。例えば本文の15ページを御覧いただきますと、初めのところで黒い菱形、アの下位項目のところでは黒い点で、提言が太字で示されています。委員会の中で「少しわかりにくい。もう少しわかりやすいように」という御意見があったことを受けて、このような形をとっていただきました。

それでは、この後、御議論いただきたいわけですが、本日は拡大専門部会ということですので、専門部会の方々もそうですけれども、様々な分野の専門家である委員の皆様にお集まりいただいております。せっかくの機会ですので、ぜひ専門部会委員以外の方々の御意見をいただければと思っております。

資料4に基づいて議論していただくことになると思いますが、かなりボリュームもありますので、少し区分けをして話を進めていきたいと思っております。初めに、「はじめに」から「第

2」まで、6ページまでのところで話を進めていただければと思います。ここでは、先ほど御説明がありましたが、「はじめに」、「社会的養護の下で育つ子どもへの自立支援の必要性」、「自立支援を考える視点」、そういったことが論じられています。いきなりではなかなか発言もしにくいかもしれませんが、もし何かありましたらお願いいたします。

委員会の中では、「自立とは何か」というところにしばしば議論が戻っていきました。ここでは、5ページの1の「自立とは何か」というところの最初に書いてありますけれども、自立と孤立とは違う、一人で何でもかんでもできることが自立ではなく、必要な援助を頼って、得ることができること、具体的に生活の糧となるお金を就労によって得ることができること、自立で大事なことはそういったこと、それから心理的に頼れる場があること、こういったことを議論し、取りまとめたものでございます。

いかがでしょうか。6ページまでのところで何か御意見があれば、いただきたいと思いません。福田委員、どうぞ。

○福田委員 今まで部会に出ているので話はいろいろ聞いているんですけども、5ページの○の2番目、社会的な視点についてなんですけど、この「金銭の管理や家事」という部分がかかれた背景はどんなところですか。例えば、最近施設の子どもたちから、自分たちで小遣いをやりくりして家計簿をつけたり、家事も、食べた後の後片付けを手伝っているということを知っているんですけど、ここで「金銭の管理や家事」と入れた背景について、具体的に説明いただくと助かります。

○庄司部会長 ここは本文中にデータがあったかと思えますけれども。措置を解除して自立した若者たちが困難を感じるということとして、人間関係の問題等に加えて、金銭の管理、家事など生活遂行能力に困難を感じるということがあった、そういったことを受けております。

○福田委員 アンケートの数字をベースにですね。

○庄司部会長 はい。よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

それでは、また6ページまで戻ってきていただいても結構ですけども、後半の「第3」と「第4」。「第3」と「第4」は内容的に深くかかわってきます。それから「おわりに」までを含めた後半、7ページ以降について、御意見等があれば伺いたいと思います。

○磯谷委員 磯谷です。これだけのものをおつくりいただきまして、本当に御苦労さまでしたというふうに申し上げたいと思います。そして、そういう中で、基本的には非常に素晴らしいものができたと思っていますけれども、若干補足といいますか、意見を述べさせていただきます。

まず一つは、10ページの下から二つ目の○のところで、児童養護施設の問題について触

れている箇所がございます。「年少の子どもがいじめや性的行為の強要を受けたりすることもあり」とあります。確かにこういう問題もあって非常に懸念される場所ではありますけれども、これに加えて、やはりいわゆる施設内での虐待、体罰の問題、これは落としてならないものだろうと思うんですね。精読しているわけではないので、ひょっとしたらほかでフォローしていただいているのかもしれませんが、一見、この施設内での虐待や体罰といった問題がちょっと抜け落ちているかなと。やはりこの問題についても、繰り返し意識化して、その防止に努めていくというのがまず基本的な部分だと思います。その一番の前提を、もう当然のことということになってしまっていて触れられていないのかと思いますが、これを一つ補足していただければ幸いです。

それから、もう一つは、「第4」の「これからの自立支援のあり方」以降の部分ですけれども、僭越ながら、民間団体とのかかわりというところがやや薄いかなというふうに見ておりました。確かに、施設などについて、22ページのところでも「民間団体等と連携し」ということは少し出てくるわけですが、やはり社会的養護をより良くしていくためには、ぜひ民間団体と連携をしていただきたい。例えば、今、私がかかわっております社会福祉法人子どもの虐待防止センターにおいては、里親さんに対する支援ということで、通称FCGと言っていますけれども、里親さんたちのいわば自助グループといいますか、そういうものを開いておまして、大変これが好評なんですね。要するに、里親さんたちが、例えば児童相談所であるとか、そういった公的なところではなかなか話ができないことを、民間団体のグループの中でいろいろ体験を話したり、悩みを話したりというふうなところで、例えば、ベテランの里親さんから知恵をいただいたり、あるいは失敗談なども聞かせてもらって、励まされたり元気になったりと、こういったことをやっております。

それから、まだちょっと始まってはいませんが、里親さんの抱えているお子さんにいろいろ問題行動などがある場合に、それに対して専門的なケアができないかということで、試行的に、今、心理学的なケアを、学者の先生の御協力を得まして考えているところがあります。

今、一例を申し上げましたけれども、このような形で民間団体もいろいろと工夫を重ねているところですので、ぜひ民間団体と連携してやっていくということを提言していただきたいと思います。以上です。

○庄司部会長 ありがとうございます。

最初の点は、10ページの下から二つ目の○で、ここに職員による体罰の禁止というか、防止というか、そういった内容を追加してくださいということですね。

それから、2点目が、民間団体との連携ということで、一例として挙げられましたが、ここはどういった形で入れるのが適当だとお考えになりますかね。

○磯谷委員 もし具体的にということであれば、例えば、養育家庭の中で、16ページの真



ん中あたり、「児童福祉司は不在のことが多く、すぐ相談したくてもできない」ということで、いろいろ体制の整備の不十分な点を言ってあって、そして、今後、東京都はいろいろとサポートをしていくことが不可欠であるとありますけれども、この中で、「民間団体の協力も得ながら」とか、そういったような形で。この段階で具体的にFCGだの何だのということに記載するのはなかなか困難かと思えますけれども、このあたりで民間団体の話を出していただいて、かつ、できれば提言として太字で書いてある部分に盛り込んでいただけると非常にありがたいかなと思います。これはただ、今は一例として養育家庭のサポートというところを申し上げましたが、本当のところは全体に及ぶお話なのかなとも思っております。

○庄司部会長 民間団体との連携は、具体的に里親支援という形が挙げられましたけれども、おっしゃられましたように、社会的養護の下から自立していく子どもたち全般にかかわる問題であるわけですね。そういった意味では、例えば、「第4」の1、14ページの総論的なところか、あるいは、内容的には24、25ページの「継続支援ネットワーク」、ここは関係機関とのネットワークの構築ということを言っていますので、25ページの最後の○のところに書き加えると、場所的にはいいかなと思いました。

今、磯谷委員から、施設内での体罰の禁止に関することと、民間団体との連携についての御提案がありましたけれども、このことについて、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

○米山委員 米山ですけれども、今の磯谷委員の意見に賛同したいと思います。実際、今、厚労省のほうで発達障害者の虐待防止法というようなものを制定するために学習会をやっています、施設内虐待をどうするかということが、主に知的障害になります、盛んに議論されており、こういう形が虐待ですよ、高齢者の虐待のほうはこの前通りでしたけれども、それと同じような形で具体的に示されています。そこでもやはり施設内虐待を減らそうということが目標に掲げられていると思います。養護施設でももちろん実際に起こっているわけですので、ぜひ出していただきたいと私も思います。

○庄司部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○江川委員 策定してきた委員の江川と申します。10ページの上のところに、「職員自身が追い詰められて子どもへの不適切なかかわりに陥らないようにしなければならない」ということや、「交替制勤務のため、一人の職員が子どもにかけられる時間には限りがあり」ということで、施設内虐待という文言そのものは、私も今ちょっとばーっと読んでみたんですけども、確かに削除というか、ありません。報告書をまとめる段階ではいろいろな文言が出てきていたんですけども、こういった表現に変えて、虐待という言葉よりも、専門的に言うならばマルトリートメントと言うんですが、「不適切なかかわり」という上位概念で

やっぺいこうということで、こうなっております。

確かに、職員が子どもに対していろいろなことをしてしまう状況はあります。読み方によっては、言いわけのようなことがだらだら書いてあるというふうに言われても仕方がないんですが、養護施設の現場で、職員が子どもと毎日生活していて、現実にはいろんな形で新聞や行政からもいろんなことが言われている中で、やはり職員をエンパワーメントしようという意味では、施設内虐待という形でピックアップして強調していくよりも、正確に「不適切なかかわり」ということを防止するためにはどんなことができるのかということで、愛着関係の構築であるとか、そういったことに今回はかなり触れているわけです。

ですから、10ページの「施設における養育上の課題」という中に、趣旨は入っているわけです。それから、先ほど磯谷委員の指摘のとおり、「性的行為の強要」という文言も、いたずらとか、そういう言葉ではなくて、正確に言葉を使っぺいこうということで、精査しながらやってきたわけです。

これでも足りないということであるならば、いわば施設内虐待の構造的な問題について、やはりこの児童福祉審議会できちんと提案していく。それが、例えばどういうことで起こるのか、ただ職員個人の資質の問題なのか、トレーニングの問題なのか、職員配置の問題なのか、それから、いわゆる家庭的養護と施設養護との決定的な差によるものなのかということも、もうちょっと精査していかなければと思います。現場の側として。

○庄司部会長 どうぞ。

○工藤委員 僕はちょっと不満なことがあります。今、多分体罰等の問題は起こっていると思うんですが、報告書には、僕らがいろいろ話してきた職員の待遇ということがすぽっと抜けちゃったんですね。待遇がものすごく悪くなっているという問題を一体どうするのかという文言を入れようということが抜けてしまった。過重労働に対しての問題等も、やはり体罰等の問題に接近するのではないかという形で、ぜひ現場の職員の過重労働に対して一つの策を、あるいはその状態を指摘するような文章は必要なのではないかと思います。それが大きな不満の一点です。

もう一つ、疑問というより、ぼそっと言いますけれど、例えば大学に行くときの支援といったことが書かれています。これは、世間の人の感覚と審議された内容とに差があるのかないのか。大学に行くということに関して、どこまでのサポートをする必要があるのか。言葉はあまり正確ではないんですけども、一般的に生活している人との格差がある、あまりにも優遇に見えるような措置として出された場合に、バランス的にはいかがなものかというふうに思います。

じゃあ、どういう解決策があるのかと考えたのですが、やはり本人が受けたサービスは本人が返還するような、就労育英資金といった形で提示をして、それは生活費も入るのかもしれませんが、その部分で補てんをするような進学の道を保障してはどうかと思います。以

上です。

○庄司部会長 お二人から御意見がありました。不適切なかわりという表現でいわゆる施設内虐待の問題を考えてきた、その背景にある施設の置かれた状況ということをもっと考慮しないと、この施設内虐待という言葉だけが先行してしまうようで、適切ではないのではないかと。そのことに関して、施設職員の過重労働の問題もあるということでした。それからもう一点、大学進学について、どこまで支援が必要なのか。受けたサービスは自分で後で返済する、そういう就労育英基金のような形も考えられるのではないかと御意見がありました。

この施設内虐待、あるいは職員による体罰の問題について、施設の置かれた状況を踏まえて、ほかに御意見はございますでしょうか。

○米山委員 職員の待遇ということで、今、委員からお話がありましたけれども、まさにそのとおりだと思います。話がちょっと横にそれるかもしれませんが、9ページの一番下の、職員がどう対応するかという、その専門性にかかわるところで、これは先ほどの発達障害の方々への対応の仕方もそうなのですが、私のかかっている児童養護施設だと、大体3割くらいが知的にはボーダーラインです。そこで、この9ページの一番下のところにあるように、ADHD、LDといった診断を受けた子どもに適切に対応、あるいは、子どものニーズに適切に対応していくということだと思っておりますが、PDDという広汎性発達障害という形も、今年の4月から施行された発達障害者支援法の中で、発達障害の中に明記された定義ですので、ぜひとも載せていただきたいと思っております。

資料5の「次世代育成支援東京都行動計画」にも、97ページに福祉局保健局の目標事業として、発達障害者児等への支援の充実ということが載っています。実は、委員の皆様は御存じだと思いますが、ADHDがアメリカで話題になって、数年前に日本に輸入されることになって話題になった理由は、その後に非行率が高いというようなことがあります。ADHDの30%くらいの方々、あるいは、犯罪者の3割、4割がADHDだとか、そういうことが言われていて、その防止のために、ADHDなどの発達障害者の対策をどうしようということが話題になってきていると思うんですね。そういう意味で、非行のことにもかかわるんですが、この発達障害のお子さんたちに対して、そのニーズに対して、適切に対応していくという文言をぜひ入れていただきたいと思っております。

まさにそこでの専門性ということと言うと、知的障害の施設のいろいろな調査があるんですけども、知的障害のお子さんたちのうち、一番多いのは自閉性障害ですが、自閉症のお子さんたちにどう対応していいかわからなくて、結局、熱心で、情熱はあるんだけど、どう対応していいかわからないから縛っちゃった、殴っちゃった、食べさせなかったなんていうことが、性的虐待はまた別だと思っておりますが、そういうことが起きている。そのことはもう、調査で明らかになっているんですね。そういうことも含めて、やはり職員の専門性という中

では、今言ったような、養護施設の、多いところは3割とかと言われてはいますが、そういう発達の課題があるお子さんたちへのかかわりという、そのためにも、ぜひその文言も入れていただきたいと思います。

それから、性的虐待という言い方ですが、私は、この性的強要というより、性的虐待と言ったほうが、多分、一般にはすごく認知されているんじゃないかなと思うんですね。そういう言葉を載せてもいいんじゃないかと思います。

それと、ちょっと補足で、17ページの○の二番目のところにも「虐待の影響が比較的重い子どもや知的障害」と書いてありますが、やはりここも「発達障害」というような形にされたほうがよろしいかなと思います。子ども権利擁護部会に諮問されるケースを見ていると、発達障害があると子育てが難しいですし、言葉の遅れや発達障害がある方がハイリスクであるわけですので、その虐待防止のためにも、その文言をぜひ入れていただきたい。親もかかわることが難しいし、職員もかかわることが本当に難しい方々だと思うので、ぜひ入れていただきたいと思います。

○庄司部会長 ありがとうございます。虐待防止のために、職員の過重労働、あるいは職員の待遇とともに、職員に高い専門性が求められるということで、特に社会的養護の下にいる子どもには、ここでは言葉の上でADHDやLDが挙がっていますが、これに加えてPDD、要するに自閉症のお子さんですね、それから、17ページの方では、知的障害も発達障害の一つと言っていいと思いますが、それよりも、ADHDなども含めた発達障害という言葉のほうが適当ではないかという御提案がありました。

10ページの一番上の行で、「高い専門性が求められる」、これはそのとおりですけれども、どの程度具体的にこういった提言で書き込めるかということの一つあるかと思いますが、山田委員も手を挙げられましたでしょうか。

○山田委員 次のまた別の部分です。

○庄司部会長 それでは、この施設内虐待の、あるいは職員の体罰の問題ですけれども、ほかに御意見はいかがでしょうか。

○鈴木委員 職員の待遇の問題を考えると、本当に切ない思いはあるんですが、やはり私は、児童養護施設、乳児院、保育所、全部ひっくるめて、体罰の禁止はもうきちんとやったほうがいいと思います。待遇の問題、ストレスの高さ、だから体罰は仕方ないということはやはりまずいと思うから、それだけは決めておいたほうがいいので、御提案には賛成したい。しかし、全体に関して、里親制度に関しても思うんですけれども、働く側への施策がやはり足りないと思います。

○庄司部会長 待遇の問題はあって、それはわかっているけれども、それとは別に、それがあっても体罰の禁止、あるいは虐待の禁止、どっちがいいんですかね、そういったことをもう少し明確に書いたほうがよいという御意見ですね。

体罰の禁止は、教育基本法ですか、学校教育法ですか、法律の上で明確にされていますし、児童福祉施設の最低基準にも書かれています。それから、児童虐待防止法にも虐待の禁止ということは書かれていますので、そういった文言を入れることにそんなに抵抗はなくなってきたのかなという感じもしますけれども、施設側として江川委員、今までの議論を受けていかがでしょうか。

○江川委員 体罰という言葉の規定と、また虐待、いわゆるアブユーズということ、それからマルトリートメントということ、いろいろ概念が違うんですが、基本的には、国の平成9年の通達の中で既に懲戒権の乱用の禁止ということに触れられ、そして、その懲戒権の乱用の中に教育基本法に入っている体罰も取り込んだ上で、それに入っていないような、例えば、施設を退所させると脅かすとか、そういったことも含めた明確な規定が流れて、もちろん児童養護施設全般にも流しています。

それから、東京都社会福祉協議会の中にある児童部会の中では、平成9年以降、それに対する取組みをして、私も中心的になって進めてきたんですが、児童養護施設の体罰の意識調査というのもやり、プレス発表もしました。そして、体罰を容認しているムードがあるだけでも改善命令を出すというような厳しいサービス評価基準を示しながら、その次には、現実にはそういったものが起こっているかどうかをチェックしていくということ、第三者サービス評価ということで、東京都は真剣に取り組んでいます。

今は、昔ながらのというか、気合いと根性だけで殴るといようなタイプの職員は、私の見る限りでは、皆無とは言いませんが、そんなに多くはないです。しかし、まだまだそういった部分で足りないことがあるので、児童部会の中では体罰克服研修という名称だったんですが、現在はステップアップトレーナー養成講座ということで、東京の養護施設に勤めている職員の中から、都立も事業団も私立も含めて、既に2割弱の受講者を送り出して、大阪大学の西澤さんと一緒に4泊6日の非常に厳しいトレーニングをやっています。その中には、体罰が起こりやすいハイリスク場面、もしくは、不適切なかかわりをする、無視、シカト、そういったものも含めた場面のロールプレイを繰り返すことによって、自分たちの毎日を点検しながら、そしてトレーニングを、専門性を向上させていくということをやっています。

もちろん、この提言の中に、児童虐待の禁止、もしくは体罰の禁止、懲戒権の乱用の禁止を盛り込むのはいいんですけれども、何年も前の意見具申の中にも既に盛り込まれていることでもあるかと思うので、そういった意味ではいかがなものかなとは思いますが。

○磯谷委員 今回のこのまとめというのは、確かに体罰についてが主要なテーマではなくて、その先の自立支援ということですので、別にそれを筆頭に掲げてやれというような趣旨

ではないんですね。ただ、10ページのところで先ほど御指摘したように、いじめとか性的行為の強要という問題があって、こういうことは絶対に防がなければならないと書いてあるのであれば、やはり施設内の虐待の問題や体罰の問題というのも当然触れておかないと、あれ、これは忘れちゃったのかというふうにも思われかねないので、そういう意味でも書いておく必要はあるだろうと思うわけです。ただ、それが主要なテーマ、今回の一番のテーマというわけでないということももう理解しておりますので、とにかく触れてあれば結構なのかなというように思っております。

○庄司部会長 ありがとうございます。

○江川委員 この3行は、子ども同士ということで書いたはずなんです。中学生ぐらいや、もしくは小学生もいるんですが、現実には東京の養護施設の中で、子ども間の性的な行為の強要が非常に多くて、児童自立支援施設に措置変更したり、それから、長期的な心理的な治療をしなければならない子がいます。そういったことから、子ども間のいじめ、子ども間の性的行為の強要という問題に触れています。本来、性的行為の強要という言葉は、15歳以降の、責任を取れる年齢の子どもたち、養護施設で言うと18歳までですけれども、そういう子どもたちのことだけを指すんですが、それを拡大解釈して、例えば、年長児が年少児に様々な性的行為の強要をしているということ表現したところのはずなんですけれど、違いましたっけ。

○庄司部会長 そういったことでしたね。ただ、それでも、磯谷委員の御指摘は、10ページの一番上のところにはかかわってくるかなというふうに思います。それから、この提言が都に向けて出されるものであるにしても、決して内輪のものではなく、都民の方も御覧になるわけですよね。そういった意味では、専門家だけがわかっているということよりは、広く都民の方に知ってもらおうということは必要かなと思います。

また、特に社会的養護の下にある子どもを対象にしているということであるので、子どもたちも読んでくれればいいと思いますし、子どもたちとかかわっている職員、あるいは里親なども、ぜひ読んでほしいと思います。そういう働く立場の人に対しては、やはりその人たちをエンパワーするというか、元気づける内容のものになればいいなという感じがしますけれども、今、いろいろ御意見をいただきましたが、そんなに意見が違っているとは思いませんので、後でこちらのほうで整理させていただきたいと思います。

それでは、次のテーマでよろしいでしょうか。では、山田委員、どうぞ。

○磯谷委員 すみません。さっき大学の話が出ましたが、これについては。

○庄司部会長 大学は、また後でやりましょうか。

○磯谷委員 わかりました。

○山田委員 10ページの最後から11ページぐらいのところに関してです。「施設における養育上の課題」の中で、10ページの最後のところ、「施設での生活に関しては」というところから、○が幾つかあるんですけども、前提として、家庭で養育を受けている子は、調理の仕方を学んだり、地域のかかわり方も自然に身につき、就労する姿に触れる機会も多いというような、割と誤解を与えるような書き方だと思います。どうやって修正したらいいかというのはちょっと難しいですけども。今は、大体朝食を食べない中学生や高校生が多いのに、施設ではちゃんと朝食をみんな食べさせているというだけで、もしかしたら施設のほうが優遇されているとも言えなくもないような状況になっているわけです。多分ここは、後で、工藤さんの言ったように、一般家庭との比較において優遇されているんじゃないかというような意見も、もしかしたら出るかもしれないという状況だと思いますので、「家庭であればそういう可能性もあるが」とか、そういう修正の仕方もあると思うんですが、とりあえず私は意見として、注意喚起としてつけ加えさせていただきたいと思います。

○庄司部会長 ありがとうございます。では、磯谷委員、どうぞ。

○磯谷委員 先ほどの大学進学への援助というところですか。先ほど、大学進学まであまり援助することになると一般よりも優遇しているのではないかというような懸念があるやに、ちょっと不正確かもしれませんが、そういうお話があったかと思うんですけども、もともと非常にハンディキャップを負った子どもたちで、しかも、先ほどからお話が出ているように、ADHDやLDというような様々な問題もまた、おそらく普通以上に抱えている子どもたちということを考えますと、大学に進学、そもそもそういう可能性があるというのは非常に少ないだろうし、かつ、私、学問的には全然素人で正確にはわかりませんが、最近格差社会などと言われていますが、ハンディを負った人たちが、そこからまた立ち直ってより良い生活にいくことができるという道を確保しておくということは、やはり非常に重要なことだろうと思うんですね。また、この中で、大学進学率も一般家庭ではもう50%程度ということも書かれておりましたので、そういうところを勘案しますと、やはり手当てできるものはきちんと支援してあげるといいのかなというふうに思いました。

○工藤委員 誤解を受けていると嫌なんですけれども、別に整備するなど言っているわけではないんです。整備の方向の問題を言っているんです。就労支援に関しても、ここの文章を読みますと、小中学校から高校までの学力を、学習ボランティアを活用していくようなシステムとか、もうちょっとどういう努力が必要なのかということも、提言として書いてあると思うんですね。

僕らも若年者就労支援をやっていると、一般の人たちにどう説明がつくのかということが問われます。僕は、何で貸出制度では駄目なのかなと思うんですが、貸出制度は、実は日本の中にはないんです。就労育英基金なるもの、生活費を含めて貸し出すようなシステムというのはありません。ですから僕は、こういうお子さんたちの生活費とともに学費を保証されるような形というものは、一般的なものから生じて社会的養護を受ける子どもたちも使えるという、あるいは、社会的養護を受ける子どもたちが先陣を切るということであってもいいのかなというふうに思いますが、そうではなくて、この子たちだけに金銭が登用されるというだけのものであったら、この広がりや支持を得ていくんでしょうか、ということの問題をほんとうは言いたかったんです。

いろいろな存在の子どもさんたちがいる。大人もいる。その支援そのものという問題が整合性を持っていく。必要な人という、全部必要だと言うかもしれないけれども、ある一定の了解事項の下に、全体で使えるようなシステムを考えていくようなことは、僕は基本的には必要なことだと思います。突出したとは思いませんけれども、ある種の不遇性というのは認めますし、本当にもっといろいろな支援があればいいと思いますが、その上で、なおかつ一般的な部分を含めて、志向したような形で入れていったらいかがでしょうかと言っているんです。

○庄司部会長 今の議論は、13ページの最後の○と、それから、23ページの一番下の○でしょうか、この辺がかかわってきています。やはり社会的養護の下にいる子どもの大学等への進学率は、一般家庭の子どもに比べて圧倒的に低い。だからこそ、学歴とか資格とか、自立していくためには必要ではないか、その辺はおおむね合意が得られるのかなと思いますが、それに対して、どういう具体的な支援のあり方が望ましいのか。奨学金等はあっても生活費までは出ない、そういったこともあるわけで。工藤委員は就労育英基金という言葉を使われましたよね。それは進学も含めてということですか。

○工藤委員 そうです。進学も僕は就労の一つの観点だと思っているところがありまして、高学歴であればあるほど、就労に対する道筋も開けるということは事実です。これは事実なんです、データでも。そういう部分の道筋が開かれればいいと思います。それには、やはりそういう環境を整えることが必要だと思います。ですから、みんなが使える仕組みの中にそういう人々がいるというのが本当は健全な社会だと僕は思っていますので、この子たちだけの問題として全額を出していくという方向性よりは、そういうものを先陣として、みんなが使えるような仕組みみたいなものをこの中から提言したらどうかと。一般の人でも使えるような形の文言にして、なおかつ保障するという形にしたらいかがでしょうか。

具体的な提言は、ほかに何をどうすればいいのかということやちゃんとすべきだと思うんです。全部出すのか、出し方はどうかということだと思うので、多分、そういうような提言をしないと。背景はいろいろ言えると思うんですが、ぜひそういうことがあればあり



がたいと思っております。

○庄司部会長 ちょっと誤解しているかもわかりません。誰でもが利用できる、そういう育英基金というものを用意して、で、社会的養護の下にある子どもも当然、あるいは、利用しやすいということですか。

○工藤委員 ですから、僕はどこからその発想が出てきてもいいと思っています。こういう子どもたちにそういうものがあるよというような形から拡大をしていってもいいと思いますし、逆に、一般的なものができてからそれに乗るという可能性だってあるのかもしれませんが、それは、戦略戦術をどういうふうにとるのか。せっかくそういう話が出ていても、金銭と、あるいはそれをバックアップする体制、養育も含めてですが、それをどう社会的に支持するのか。あるいは、食べていくということと進学という問題をどのようにとらえるのかということも、あわせて考えていくようなことがあればというふうに思っています。僕は本当に、今後の世の中も含めつつ考えると、あまり突出してしまうとどうなっちゃうんだろうという、そこら辺が心配なんです。

○庄司部会長 突出するというのは、社会的養護の下にある子どもだけにサービスが集中するということですか。

○工藤委員 そう言ってしまうと今度は怒られてしまうのですが、みんなが一般的に見てこれは妥当であると思えるような雰囲気を作り考えるべきであると思いますし、逆に言うと、こういう子たちは手厚い保護があってもいいという言い方にもなるかもしれませんが、そのバランスはかなり難しいと思います。一部だけに突出したという形で全体的に認識されるとすれば、かなり厳しい状況になるのかなと。

例えば、僕らがニートを支援しようとする、代議士とか、ほかの人々もそうですが、「若者全般に支援していないのに、何でそういう人だけに支援するんだ」みたいなことが当然出てきます。そのような問題がいろいろ言われてくると、本当に支援するべきところが阻害されていってしまうのではないかと。それをどういうふうに阻止するかということも考えながらやっていく必要があるんじゃないかなと思っています。もともとは前進してほしいんですよ。前進してほしいんだけど、どういう形で前進させるかということも一つは考えるべきかなというふうに思っています。

○庄司部会長 今、社会的養護を受ける子どもの、高校の費用は出ますよね。高校の進学率を見ると、もうほとんどの子どもは行っている。だけど大学は、50%の子どもは行くけど、50%は行っていないのに、社会的養護の下にいる子どもに大学進学のための費用が有利さが生じるのは突出しているということですか。

○工藤委員 要するに、費用を貸し出して、返してもらうということです。僕が言っているのは、機会を奪うわけでは決してないということが前提になっているんです。ですから、そういうような問題を考えればいいかなというふうに思います。僕は、借りて返すというほうが、精神的な自立へ向かわせる、あるいは、意識構造というのも培われやすいというふうに思っておりますので。

○高塚委員 今回の工藤委員の御発言でちょっと触発されているんですけど、私、最初から流れがよくわからなかったんですが、今まで話されたことは、このサブタイトルの「社会的養護の下に育つ子どもたちへの自立支援のあり方」という意味ではずっと一貫しているんですね。ところが、このメインテーマの「少子社会の進展と子どもたちの自立支援」とどう結びつくのが、よくわからなかったんですね。メインテーマはすごく大きなテーマですね。単に福祉だけにかかわる問題ではない、様々な問題、教育の問題とか、社会の問題とかにかかわってきます。この提言の最初のほうの「はじめに」などを見ると、確かに今の少子化の現状とか、そこに起こってくる問題とかは非常によく書かれているんだけど、その中で、この「社会的養護の下に育つ子ども」というところに特化してまとめたという流れはいいんですが、でも、そうすると、「少子社会の進展」とはあまり関係ないんじゃないかと。社会的養護の下にある子どもたちに対して、どういう、行政なり社会的なりのケアが必要かという点では、別に少子化であろうと少子化でなかりと同一ことだと思うんですね。あえてこの少子化社会という中で位置づけて提言するという意味がどうもよくわからない、このメインテーマとサブテーマとの関係が、今ひとつしっくりこないという印象を持っていたわけですね。

そういう意味では、工藤委員がおっしゃるように、今の子どもたちというか、若者たちの現状というところにまで踏み込んで、例えば、進学の場合の資金の問題とかいうことになってくると、確かに今の少子化の中で、すべての子どもたちをもう少し社会的に手厚くケアしようではないかという発想につながってくるのかなという気がするんだけど、今一つ何のためにこのメインテーマがあるのかよくわからないですね。

○庄司部会長 少し説明が足りなかったと思いますが、もともとはこの大きなテーマで考えていました。今の時代、今の社会における若者の自立支援ということで。ただ、若者の自立支援ということを考えたときに、その中で一番緊急的な課題として、特に自立が困難な社会的養護の下にいる子どもに、今期の1年目は焦点を当てたということです。

○高塚委員 そうすると、これはかなり長期的な企画で、またこの後もいろんな分野に。

○庄司部会長 これは「中間のまとめ」で、社会的養護の下にいる子どもの自立支援の問題

は、一応今回でまとめを出して、残りの大きな問題は、この後の今年度の専門部会の課題になると思います。

○高塚委員 少子社会の中で、今、子どもたちが抱えている問題というのは、ものすごく大きいですね。それから、ここでは特にあんまり触れられていないけれども、それこそ家庭にいても十分な養育を受けていない子どもたち、別に児童自立支援センター、施設に行く状況ではないけれども問題があることがあります。昨日今日騒がれている、北海道の青年が何か、いかがわしいことをして捕まったという事件も、家庭状況を見るとそうです。十分な養育を受けられないような家庭状況の下に育っている子は今多いですよ、はっきり言うとね。それから、学校に行けばいじめに遭う、それで不登校になっている子も多い。そういう子たちも全部含めて、今の少子社会の中で子どもたちがどういう問題を抱えているかということに目を向けていって、その中で、あえてそういう社会的養護を必要とする子どもたちに今回は焦点を当てたんですというならまだわかるんですけども、その全体像がすぽっと抜けちゃうと、果たしてこんなメインテーマを掲げる必要があるのかなという気がしないでもないですね。

○庄司部会長 趣旨は、今、高塚委員がおっしゃったとおりです。磯谷委員、手を挙げられましたでしょうか。

○磯谷委員 私が工藤委員の御発言にちょっと反応した結果、こういう興味深いお話になったわけですが、このまとめに即して言うと、工藤委員のほうでここをこう変えるべきだということがおありなのか、あるいは、意見という形で言っていたのか。ちょっと私も確認しないでいろいろと申し上げたところが問題なんですけれども、特にどこを直すということではないというふうに伺ってよろしいのでしょうか。

○工藤委員 例えば大学進学ということを考えますと、おそらくはその前段階として、学力が低い子たちのサポートをしっかりやりましょうということが、文章の中に入っていたと思うんですね。その学力の問題と、それから、進学するための費用の問題がある。養育家庭でも、あるいは施設にいても一緒だと思うんですが、そのときに全額保証するのかという問題。何か具体的に進路を保障する、あるいは進学のために使用できるものと言ったらいいんでしょうかね、進学を保障できるシステムみたいなものを提言するのであれば、僕は、就労育英基金という形……これは、言葉は何であってもいいんです。言葉に固執しているわけはありません。生活費、これは養育家庭にも支払えるのかもしれませんが、本人がアパートなり寮に入っているのかわかりませんが、そういった生活費プラス学習権みたいなものを保障するようなものを貸し出すというようなシステムではどうかなど。要するに、進学を保障しましょうと言ってるんですよ、本来。

○磯谷委員 進学を保障すると。

○工藤委員 ですから、それを整備しましょうと言うか。文章はそういうふうに整備しましょうということであったかどうかあれですが、措置が切れて自己負担するといったこと、要するに、入学するだけのお金はくれる、一時金はくれるけれども、それ以降のものは措置としては切られるが、それを継続する必要があるのではないかというような文面が入っていたと思います。では、継続性を保障するのは一体どういうことなのかというふうに、もう一歩踏み込んだ形で、何かそういう文言が入ってはいかががでしようかと言いたいんです。絵に書いた餅にしないために、具体的な問題としてはどうかと。お金をくださいというだけの措置延長よりも、もっと具体的に踏み込むようなものを入れていただけたらありがたいということです。

あと、また戻りますけれども、職員の待遇ということも含め、実は、過重労働というのは異常な過重労働なんですよ。過重労働だから虐待が起こるというふうに考えているわけでもないんですが、お互いが良い環境で育て、育つようにするために、やはり職員の待遇配置というのもの、文言として入れていただきたいというふうに思うこともあります。

○田辺委員 私は民生児童委員をしております。特に訂正とか何かというわけではないんですけども、4ページにあります上から二つ目の○のところに、平成9年の法改正によって、児童福祉が「保護」から「自立支援」に変わったとありますが、こういう部分の説明を、もう少し地域の中に浸透してほしいなということをととても思っています。

それと、8ページの下から二つ目の○のところで、養育家庭になりたくない理由のアンケート結果が出ています。この二つをあわせると95%近くになりますけれども、登録家庭が期待されるほど増えない背景がここまでわかっているわけですから、ここのところをもう少し広げることができないだろうか。こういうところをもう一歩皆さんに知らせていくということも大事ではないかなと感じました。以上です。

○庄司部会長 ありがとうございます。

○米山委員 先ほどの基金の問題ですが、9ページの3の「施設における養育上の課題」の一つ上に、委託した子どもが大学当に進学した場合は、入学金等が出るが、その後の養育費等はないということが書いてあるんですが、これは、養護施設を退所した方も該当するんですが。法律上のことが私はわからなかったものですから。

○庄司部会長 そうです。養育家庭だけではなく、施設も措置解除すればですね。

○福田委員 先ほどの工藤委員の提案は画期的なので、何とかこの中に入れてほしいと思います。理由は、21ページの○の三番目に、施設で暮らしている子どもの現状が詳しく書かれているんですが、施設で暮らしている子どもは希望がないというか、要するに自虐的だということですよね、自尊心がない。そういう人たちが希望を持って生きるというのは極めて難しいし、そういう環境の中で、例えば医者になりたいとか、弁護士になりたいとか、まず思わない。なぜかというと、施設にいと自己否定的だから、育ち盛りであるにもかかわらず、いろいろ食べたいものも言えないし、そのグループの中で生活していかななくてはいけないと常に自分を抑えていますから。そういう中で、例えば勉強が好きで大学へ行きたいというような人がいた場合には、今工藤委員がおっしゃったような仕組みは極めて大きな希望を与える。ここで言う生きる力にもなると思うので、何とか具体化してもらいたいと思っています。

○庄司部会長 ありがとうございます。

○谷委員 初めて出ました。皆さんのお話を聞かせていただきました。工藤委員の話を聞いて、国とか都はもっとお金を出すべきではないかと思いました。東社協が扱っている生活福祉資金の修学資金貸付制度をうまく活用できないだろうかと……。一般家庭の子どもさんが修学するための費用を多くの都民が借りている実態があります。養護施設の児童だけが違うという考えではなくて、修学資金貸付制度の内容や適用範囲の拡大を東京都は考えていかなければならないと思います。また、現代の社会情勢に合わせた多種の資金を提供しておりますが、もっと子どもたちにも生きたお金の使い方をして欲しいです。次世代を担う子どもたちを、どのように育成していくかは、私たち大人の責務でもあります。資金の運用如何によっては、先ほど工藤委員の言われた現場職員体制の改善にもつながるであろうし、いろんな面で良い方向に進むのではないのでしょうか。

それと、11ページの「地域との関わり方を学習する機会も不足している。一般の家庭であれば、生活の中で自然に身につけていく近隣・地域との関係も、施設では安全管理的な配慮が求められることもあって、一定の限界がある」と書いてありますが、一定の限界があってはいけないのではないかと思います。ある地域では、施設の児童50人ぐらいが、その地域の小学校に通学しています。しかし、何か事が起こると、必ずしも施設の生徒がいたずらしているわけではなくても、保護者自身が、施設の生徒がしたというふうな目で見てしまいます。この子どもたちに対して、偏見をなくすような言葉が欲しいと思います。地域では、その点を一生懸命何とかしようとしておりますが、なかなか難しい。なぜなら、うちの子だけが大事という母親が多く、施設の子どものが入ってくるのが許せないような雰囲気を感じられるのです。地域の人々が温かな視線で見守っていくこと、子どもの視点に立ってもっと考えていくことが大事なことです。

○庄司部会長 ありがとうございます。今の点については、「一定の限界がある」というのは、現状、困った課題ということで書かれていますよね。14ページの○の一つ目、二つ目などを見ると、だからこそ地域で子どもを見守っていかなければならないというふうになっています。本当にこういう現状を何とか変えていく……。

○谷委員 今、ボランティア活動がすごく盛んな割には、NPOも含めてこの問題にかかわりが少ない。施設の行事には、時々地域の人や関連の方々が参加したりしていますが、もっとオープンなかかわりがつくれないかなと悩んでいます。

○庄司部会長 ありがとうございます。

○磯谷委員 先ほどから出ております大学進学の手当てについてですが、もし工藤委員さんの御主張というのが、この大学進学についても、生活費等も含めて、その費用を手当てする何らかの制度を立ち上げるべきだというようなことであれば、私もそれは結構だと思います。ただ、それを、現段階で貸与制が望ましいであるとか、そういうところまでは、恐らくまだ議論も十分ではないと思いますので、先ほど貸与というお話が出ましたけれども、そこまで盛り込むことについては、私はちょっと抵抗がございます。

○大谷委員 今のお話に関連しまして、9ページの上から五つ目の○のところに関連した内容が載っています。「その後の養育費等の公費負担は行われなくなるという問題が生じている」と。こここのところは、養育家庭が個人的にかなりの経済的負担をしているというのが問題の中身だと思うんですが、そういう部分の制度の設定をうたっていくのであれば、実際にこういう養育家庭の声というんでしょうか、負担されている方がそれをどう感じているのか、自発的に好んでやってらっしゃるのか、いや、決してそうではなくて、ほんとうは何かしてほしいんだというようなことなのか。このあたりをもう少し記述として入れられたら、制度へ強くつなげられるんじゃないかなという気がしておりますが。

○庄司部会長 ありがとうございます。希望する人には大学等への進学の道を保障するのは当然ですし、その費用的な面も考えないといけない。どういう形にするかというのは、今、意見が分かれているというところですが、この9ページにあるようなことへの対応が必要であるということは、合意が得られるのかなと思いますけれども。

○工藤委員 普通、自立していこうとするときに、親元を離れて一人暮らしをして大学に通うとか、あるいは一人で何かをしたいと思う子どもさんは多いと思うんですよね。そうしますとやはり、場所を構えて生活をするというようなことを含めてできる環境と、進学的なことの両方を含めて考えるということは、僕にとっては必然なんですね。その部分に対して

貸し出すという形というのは、僕は循環型社会としては当たり前のことだと思っているんです。一方的に、毎回同じような予算を組んでいくのは限界があると思います。それが目減りしたりしたときに、一定程度の補てんをしながら循環していくことで、恒常的な制度が保障されるという意味合いで考えますと、やはり借りたものを返していくようなシステムというふうに考えます。相互に生きていくような幅が広がる、恒常的なシステムとして整理していたほうがいいのではないかと。なるべくなら予算に関係なしに取れる方法をとるというふうに考えて、そう思っております。

○庄司部会長 それは、工藤委員の御意見として。

○工藤委員 はい。

○庄司部会長 ただ、一般家庭の子どもで、何かあったら家に戻って相談できる、援助も期待できるという子どもたちと、そういった基盤の弱い子どもたちを同等に考えていいかどうかというところが、きっとあると思うんですね。だから、何らかの資金面での対応が必要だということは合意されて、どういう形にするかは今後の課題ということになるのかなというふうに思います。

ほかに、いかがでしょうか。これまでの議論で、何か事務局のほうで補足して説明するようなことはございましたでしょうか。

○平山少子社会対策部育成支援課長 大学進学に関して、23ページの下から二つ目の○のところですが、ここでは、就職と大学等進学との両方について述べております。先ほど御発言がありました生活福祉資金制度について、養護施設の子どもたちも、借りやすくなったということがございまして、ここでいう就学資金につきましては、借入れて、後で返していただくという制度が利用できるようになっております。ただ、保証人の問題についてはまだ検討を要する課題ですが、お金をあげるということではなくて、貸し出しをして返還してもらうという仕組みができております。

○庄司部会長 ありがとうございます。お金の問題に関しては、確かこの専門部会で来ていただきました、アン基金プロジェクトの坂本さんが、東京都養育家庭のOBですけれども、OBたちが自助グループとして自立支援を行うということで、貸し出すということを行っていますが、だんだん貸し出す金額も高くなっているんです。今、30万まで貸し出す、無利子で返済を求め、そういった形の動きもあります。里親や施設職員がそういったことをすることも必要かなと思いますけれども、何らかの制度的な裏づけもほしいと思います。

ほかに、いかがでしょうか。網野委員長、何か御意見はございませんでしょうか。

○網野委員長 一つ目は、就労支援的な部分についてです。進学に関しては、これからお話しすることと少しずれるかもしれませんが、特に就労支援、それから職業体験、職業指導という意味で、自立支援の中でも、成人になればなるほど一番重要な経済的自立の支援という点は、かなり今までも専門部会で議論されてきたと思います。その中でいろいろな取組みが、例えば東京都の若年者就労支援ネットワークとかですね、これをどう活用するかということでも、比較的具体的に示されたように思いますが、もう一つ、あまり議論されていなかったものが17ページの下から二番目の○です。

従来児童福祉法で規定されていたいわゆる職親、「保護受託者制度」がなくなって、「職業指導里親制度」という名称になったんですが、児童養護施設、自立援助ホーム、グループホーム、そして養育家庭という東京のシステムの中で考えた場合に、東京は職親というのがなかなか育ちにくい面がありましたし、非常に度量の大きい自営業者の方が、里親とか職親になるというのは、本当に現在では難しくなっています。その中で、17ページの下から二番目の○に書いていることを受けて、次の○に書いていること、これについてはまだ十分議論されていなかったかと思います。もちろん、当然含めて結構だと思うんですが、養育家庭制度の中で、こういう部分をどう位置づけるのかは、もう少し検討なり議論が必要かと思います。つまり、自分が預かった子どもに自分の仕事を伝えていくという側面だけではなくて、それこそ就労支援ネットワーク的な意味で、里親の方たちが連携をとったり、子どもが就職しやすしたりということでの働きかけなり協力というのは、今まで里親制度の中では難しく、職親か里親かという二者択一だったと思います。このあたりでの新しい視点として、ほかの様々な施策とどう連携させていくかということ、特に経済的支援、22ページの「就労支援」の部分、それからさらに24ページの「継続支援ネットワークの構築」、この中で、家庭的な養護、里親的な制度をどう活用するかということについては、あまり議論はしていないんですが、かなり大事なことですので、これも含んでおいたほうがよろしいのではないかと思います。

例えば、具体的には、青年期里親という表現は特にないんですが、小さい子どものための里親というようなことでは、今まで随分いろいろと、実績も考え方も豊富なんですけれども、青年期、あるいは自立する若年層のためのそのようなシステムというものも、いろいろ意見がまとめられた中では関連してくる部分が多いかと思いますね。そういう意味では、自立支援里親的な家庭的養護の部分ということについて、もう少し深めると、より意味のある東京都児童福祉審議会の意見として出せるかと思います。

二番目に、実は私も「はじめに」と「おわりに」のところのまとめを読みまして、やはり気になっていたところなんです、この「中間のまとめ」の性格は何なんだろう。これは、やはり明確に明記しておいたほうがよろしいかと思いますね。現在、どの子どもにも子育て家庭にも見られる自立のつまづきとか、自立しにくい状況、生きる力がどうしても弱くなっていくということを含めて、それが少子社会だからなったかどうかは、ちょっとまた議論があると思いますが、この自立支援を一番中心に据えていますので、そのために今最も緊急に



対応すべきことが、社会的養護の下で育っている子どもたちのための自立支援だという趣旨は、この報告の最大のポイントだと思います。これを「はじめに」で、もう少し明確に、読んだ人がわかるようにするという方向が一つあると思います。

最後の「おわりに」のところでは、今後何が課題なのかということ、今議論されたことから言いかけても、私は二つ感じています。一つは、全般的に東京での子どもたちの自立支援のためにということで、もっと本格的に広く、それは当然社会的要望のもとという、今回のものもさらに包括するようになると思います。それは、例えば就労とか育英のための、もっと考えられるべき様々な施策ということになってくるかと思いますが、もう一つは、ここまで社会的養護について深く検討して、じゃあどういふふうに進めるべきかということ。例えば高い専門性ということでも、いろいろ御意見がありました。どんな専門性を、誰がどういふふうに広げていくかとか、あるいは社会的養護を必要とする子どもの発生を予防するためにもこのような自立支援は必要だという、さっき部会長が引用された部分ですね。子育て家庭全般の支援として何が必要とされているか。今回出されたものを受けて、ここまでいかにいふふうでより予防的にできるという部分もあるかと思いますが、もっとほかにもいろいろな視点があるかと思いますが、できましたら「中間のまとめ」の特徴は何かということ、これを「はじめに」か「おわりに」にさらに明記していくのがよいかと思います。

○庄司部会長 ありがとうございます。それでは、瀬戸委員。何かございますでしょうか。

○瀬戸委員 はい、今の網野委員長のまとめに賛成です。高塚さんがおっしゃったことも、これは最初からややわかりにくかったところで、「中間のまとめ」という意味は、これを読んでいると、社会的養護の下に育つ子どもたちへの自立支援の中間報告で、もう1回同じテーマで最終報告が出るという解釈も可能なわけですね。お話では、これはこれで一応区切りをつけて、次にまた……、別の課題ということでもよかったですか。そういうことであれば、その位置づけのようなものを、「はじめに」か「おわりに」のところで書いたほうが、これを読まれる方には親切じゃないかなという気はいたします。ほかのところでは、随分前からの皆さんの議論を受けて、いろいろなところが整理されてわかりやすくなったと思っています。

○庄司部会長 はい、ありがとうございます。鶴岡委員、いかがでしょうか。

○鶴岡委員 このペーパーについては、特に私のほうから意見はありません。どういふふうにかみ合うのかを私の仕事の関係で考えておりましたけれども、家庭裁判所というところでは非行少年を扱っておりまして、就労支援と職業補導と、それから生活の支援ですか、人間関係の持ち方を再教育することを目的とした補導委託という制度がありまして、これは18歳以上の子どもでも適用しておりますけれども、国が一定の資金を委託先に提供して、

1 か月 10 数万円の実費を支給しております。もちろん、家庭裁判所というところは、トリートメントを第一義的にやるところではございません。非行の最終処分の見きわめをするためという制度でありますから、この「中間のまとめ」の文脈とはちょっと違うんですけれども、就労支援と生活支援、自立支援というものを一緒にした制度を推進すること、その中で民間のネットワークを構築するということが必要だと思っておりました。けれども、このことを文言としてどこに入れたらいいのかということがよくわかりません。そういうことを考えながらお聞きしておりました。

○庄司部会長 ありがとうございます。玉木委員、いかがでしょうか。

○玉木委員 今日は遅れてきて申しわけありません。

いろいろお話を伺いました。全般的に感じたことは、社会保障の方向性が、高齢者とか子どもさんにかかわらず自立支援という方向にいつています。それは、裏には自己責任というものがくっついているわけで、そうした概念をきちんと社会全体の中に入れながら、今、一番支援が必要になっている方々にどう対応していくかということだと思います。私も、児童福祉に関してそんなに専門ではございませんが、いろいろ勉強させていただいております。今までの経験の中では、全体の少子化、全体の子どもたちへの対応もあるけれども、やはり、その中でも対応しようとしている、しかもミニマムな支援というものをいかに届けるかということが、まずこうした審議会等の一番の責務ではないかと思っておりますので、その辺を明確にさせていただいて、議論していただければと思います。資金貸付制度に関して先ほどお話がありました。私は、東社協の理事もしているんですけども、貸与した者の正確な数字は忘れましたが、半分だったか大部分だったか、決して返済はされていないんです。ただそれは、制度としては、工藤委員が言われたような方向性というのが、自立支援という意味においても、今後十分検討していくべき方向かなと私も感じております。

それから、虐待の問題に関しては、私は高齢者の虐待のほうも仕事上ちょっと絡んでいるんですが、高齢者の場合は、90数%が家庭内で生じていて、その大部分は、いわゆる主介護者、配偶者であり、お嫁さんであるわけですね。それが、要するに日本的な閉鎖的な家庭環境、あるいはいろいろな社会的な状況の中で、一定のストレスのもとに置かれると、一定の確率で虐待が生じ得るという客観的なデータも、基本的にはあると思うんです。ですから、何らかの虐待、あるいはさっきおっしゃっていた懲罰権の濫用ですか、そういった事象が生じた場合に、職員の一資質の問題だというふうにしてしまうシステムの中では、やはり何も解決の道筋ができていかない。それは、そうしたことが生じた環境システム、その事業者のあり方、あるいは社会全体のあり方が関与しているんだということを、きちんと明確にうたっていたかしないと、標準的な解決策というものが出てこないと思いますので、人は間違いを犯すものだという前提の文言をぜひ入れていただいて、それにみんなで取り組んでいこうというような書き方をさせていただければ、なお、皆さんに受け入れられやすいのではない

かなと思っております。

最後に、医師会代表として私は参っておりますが、医療関係者とは非常に、別に施設内のことにかかわらず、虐待だとか、それから養育支援が必要なのではないかといういろんなケースにかかわる最前線にあります。そういうことに接する医療関係者が、できるだけ早期の段階でトリアージに参加できて、そして皆さんを含めたいろいろなネットワークに適切に情報を伝えられる、あるいはその方々の養育支援につながるような取組みをしていきたいなと思っております。

今日は以上でございます。

○庄司部会長 はい、ありがとうございました。

まだまだ意見を申し述べたい方もおられると思いますけれども、一応、時間ですので今日の議論はここまでにしたいと思っております。専門部会でいろいろ議論してきて、それなりの内容にまとまったかというふうに思いますけれども、やはり御意見を聞くと、こういうものを取りまとめるのはなかなか難しいなと感じております。

今日の御意見を踏まえて、私と事務局のほうで、整理をさせていただきたいと思っております。それを次回の本委員会に提出させていただきます。また、事前に資料をお送りすることがあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

今回は、6月14日、6時からの予定で、今度は本委員会となりますが、この「中間のまとめ」の案について決定を行う場となります。事務局から改めて御連絡させていただきますけれども、ぜひ御出席をお願いいたします。

事務局から、何か連絡はございますか。

○中山少子社会対策部計画課長 今日はありがとうございました。今、部会長からお話がありましたとおり、次回で区切りをつけたいと思っております。次回の本委員会で「中間のまとめ」案を決定させていただきたいと思っております。日程でございますが、個々の先生方の御事情等もあろうかと思っておりますので、また事務局から最終的な日程の調整をさせていただきたいと存じますが、現段階では6月14日の午後6時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○庄司部会長 それでは、これで閉会させていただきます。長い時間、どうもありがとうございました。

閉会